

39 新規就農者育成総合対策

【令和7年度予算概算決定額 10,748 (9,638) 百万円】
（令和6年度補正予算額 5,416百万円）

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等**の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、就農相談会の開催等**の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 経営発展への支援 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。 2. 資金面の支援 ① 新たに経営を開始する者に対して、資金を交付します。 ② 研修期間中の研修生に対して、資金を交付します。 3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援 ① 地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動及び研修農場の整備を支援します。 ② 農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援します。 ③ 就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援します。 （令和6年度補正予算）新規就農者確保緊急円滑化対策 親元就農者を含む新規就農者の経営継承・発展の取組を支援するとともに、就農前後の資金面、教育環境の整備等を支援します。 <事業の流れ> <pre>graph LR A[国] -- "定額、1/2" --> B[全国農業委員会ネットワーク機構] A -- "定額、1/2" --> C[民間団体等] B -- "定額、1/2、都道府県支援分の2倍を国が支援" --> D[都道府県] D -- "定額、都道府県支援分+国支援分" --> E[市町村] D -- "定額、1/2" --> F[市町村・民間団体・協議会等] D -- "定額、1/2" --> G[農業教育機関] E -- "定額、都道府県支援分+国支援分" --> H[新規就農者等] F -- "定額、1/2" --> H G -- "定額、1/2" --> H</pre> （1、2①②の事業） （3①の事業） （3②の事業の一部） （3③の事業の一部）	1. 経営発展への支援 経営発展支援事業※1 （機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象） 対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下） 支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①の交付対象者は上限500万円） 補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2、都道府県1/4、本人1/4） 特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定 〔機械・施設等の修繕・移設・撤去（補助率 国：1/3、都道府県又は市町村：1/3（任意））を支援〕 2. 資金面の支援 ① 経営開始資金※3 対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下） 支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5 ×最長3年間 補助率：国10/10 ② 就農準備資金※3 対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下） 支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5 ×最長2年間 補助率：国10/10 3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援 ① 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 ・新規就農者の誘致体制の整備 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践 就農前後の方々に対するトータルサポート活動 ・研修農場の整備 実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備 ② 農業教育高度化事業 農業大学校・農業高校等における ・農業機械・設備等の導入 ・国際的な人材育成に向けた海外研修 ・スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化 ・現場実習や出前授業の実施 ・先進的な教育・研修モデルの創出 等 ③ 農業人材確保推進事業 就農相談会の開催 等 ※1 取組計画に応じた事業採択方式で実施 ※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象 ※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象 ※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負う者が対象 ※5 支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-3502-6469）